

I 基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

- (1) 「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた生徒の立場に立つて行う。
- (2) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ・不登校対策委員会を活用して行う。
- (3) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、塾やスポーツクラブ等、当該生徒が関わっている仲間や集団など、当該生徒の何らかの人的関係を指す。
- (4) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- (5) インターネット上で悪口を書かれた生徒がおり、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合でも、加害行為を行った生徒に対する指導等については、法の趣旨を踏まえた適切な対応を行う。
- (6) 軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉は使わず指導する等、柔軟に対応する。ただし、これらの場合であっても、いじめ・不登校対策委員会への情報共有は行う。
- (7) 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。
 - ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・ 仲間はずれや集団による無視をされる。
 - ・ 軽くぶつかられり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ 金品をたかられる。
 - ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・ パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等
- (8) これらの「いじめ」の中には、ただちに警察に通報することが必要なものが含まれる。その場合には、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のもとで、早期に警察と連携した対応をとる。

2 本校の実態と課題

(1) 実態

本校は、全校生徒 269 名の中規模校である。生徒達は純朴で明るく、男女の仲も比較的良い。また、ほとんどの生徒が部活動（もしくは社会体育活動）に参加し、熱心に取り組んでいる。学校全体の活動として、「語先後礼のあいさつ」・「無言清掃」・「2分前着席・1分前黙想」などに取り組み、落ち着いた学校生活を送れるようにしている。また、生徒会活動として「あいさつ日本一」をスローガンに掲げ、生徒会役員や部活動生徒の協力を得ながら、朝のあいさつ運動に主体的に取り組んだり、生徒会が作成した「SNS利用三カ条」を浸透させるための活動に取り組んだりしている。

(2) 課題

人間関係の築き方が未熟で、些細な話のすれ違いや、ちょっとした気持ちのすれ違いから、トラブルを起こすことが見られる。また、SNS上で一方的に悪口や不満を書き込むことによるトラブルがあった。

不登校あるいは、不登校傾向にある生徒にも、学習面や人間関係の築き方において、支援が必要だと思われる生徒が多い。

3 いじめ防止に係る基本的な考え方

生徒一人一人は、かけがえのない存在であり、学校は、その一人一人の育ちを保障する場であるとの認識に立ち、地域、家庭、関係機関と連携し、いじめの防止等の取り組みを行う。

(1) いじめの防止

ア いじめは、どの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないために、全ての生徒を対象とした、いじめの未然防止に取り組み、心の通う対人関係を構築する。

イ 学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重しあえる態度を養う。

ウ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、ストレスに適切に対処できる力を育む。

エ 全ての生徒が安心して学校生活を送れるように、生徒の規範意識を高める。

オ 生徒自らいじめの問題について学び、生徒自身が主体的にいじめについて考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取り組みを行う。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。また、いじめの兆候は、子どものちょっとした言動や表情、持ち物等に現れてくる。これらのサインを見逃すことなく、初期の段階での発見及び対応に努める。生徒によっては、サインを出さない場合がある。生徒が悩みを打ち明けたり、サインを出したりしやすいような生徒と職員の間関係づくりに努める。

(3) いじめに対する措置

いじめを発見した時には、被害生徒の安全を守ることを最優先し、教職員が積極的に情報交換を行うことで、情報を共有し、速やかに組織的・継続的に対応する。

II 取組事項

1 組織づくり

(1) 校内

ア 運営委員会の中に「いじめ・不登校委員会」（校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学習部長・保健主事・各学年主任）を位置づけ、月1回を原則としながらも適宜実施する。また、週1回の生徒指導部会においても、職員一人一人の「小さな気づき」を共有化する。気になる生徒については、継続して話題にしたり、当該学級の学級づくりについても話題にしたりすることで、全職員で問題解決に取り組む。

イ いじめ防止に係る取組を実効的に行うために、生徒指導部において以下の取組を行う。

- 年間計画（いじめ防止プログラム ※別紙資料1）の実施状況の確認
- 年間計画（いじめ防止プログラム）の見直し
- いじめ防止に関わる、行内研修愛の立案及び実施
- 実態調査の定期的実施

(2) 保護者に対して

ア 必要に応じて、常設の運営委員会に報告、対応策を協議する。

イ 全体への啓発が必要な場合は、全校懇談会を臨時に実施する。

(3) 地域に対して

- ア 学校関係者評価委員会において、学校の取組や課題等を説明するとともに、地域から見た学校の課題等について提言を受け、安全・安心な学校経営に取り組む。
- イ 必要に応じて、校区内の地区公民館長が構成員になっている運営協議会に報告、対応策を協議する。
- ウ 各地区の民生・児童委員と常時情報交換できる体制を堅持し、情報収集に努める。

2 未然防止のための取組

(1) 人権教育の充実

いじめは深刻な人権侵害であるという観点から、すべての教育活動の中で、人権教育の充実を図る。

(2) 道徳教育の充実

道徳科において、生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論するような授業を実施する。

(3) 生徒主体の活動の支援

生徒会活動を中心とした、いじめ防止のための活動や、あいさつ運動、ボランティア活動に対する支援を行う。

(4) 望ましい人間関係を醸成するための活動の推進

ソーシャルスキルトレーニングやアサーショントレーニングなどを積極的に活用し、他人とのコミュニケーション能力や感情をコントロールする力などを育むための活動を推進する。

(5) ピア・サポート活動の推進

教員の指導・援助のもとに、生徒同士が相互に思いやり、助け合い、支え合いながら人間関係を育むために行う、ピア・サポート活動を推進する。

(6) わかる授業の推進

一人一人を大切に「わかる授業」を推進し、全ての生徒に達成感や充実感を味わわせるだけでなく、焦りや劣等感からくるストレスを軽減することで、いじめの発生を防ぐ。

(7) 職員研修の充実

全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解し、いじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるようにするとともに、いじめが起こらない学校をつくるための人権教育音楽教育内容・実践方法等についての研修を充実し、教職員の資質能力の向上を図る。

(8) 家庭や地域との連携

P T A総会やP T A運営委員会で方針を説明したり、学校通信やホームページを活用したり、学校評価を活用したりすることで、家庭や地域との連携を図る。

3 早期発見及び早期対応のための取組

(1) 生徒が発生する具体的なサインの作成と共有 ※別紙資料2、3

いじめ発見のチェックシートを学校用、家庭用で作成し、いじめに関する兆候を、教職員、保護者、地域で共有し、その気づきを情報として共有できるようにする。

(2) 定期的な教育相談及び、アンケート調査の実施

毎月、いじめに関するアンケートを実施する。 ※別紙資料4

(6月、11月は、教育相談を実施する。)

(3) 情報の共有化

いじめ不登校対策委員会において、教育相談やアンケートの結果、その他職員のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する生徒に関する情報を収集し、教職員間での情報の共有を図る。

(4) 確実な早期対応

いじめが発覚したら、いじめ問題一次対応振り返り表(※別紙資料5)を活用しながら、速やかに一次対応を行う。また、得られた情報を「いじめの認知に関する記録シート」(※別紙資料6)に記入し、情報が教職員間で共有できるようにする。

4 いじめに対する措置 ※別紙資料7

(1) いじめの発見・通報を受けた時の対応

ア 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為をやめさせる。

イ いじめられた生徒や、いじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

ウ いじめの事実について生徒指導主事(いじめ不登校対策委員会を構成するいずれかの職員)及び管理職に速やかに報告する。

(2) 情報の共有

ア いじめを認知した場合、職員による事実確認および「いじめの認知に関する記録シート」をもとに情報を整理し、生徒指導主事がいじめ不登校対策委員会へ報告し、情報の共有化を図る。

イ 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が町教育委員会に直ちに報告する。

(3) 事実についての調査

- ア 速やかにいじめ不登校対策委員会を開き、調査の方針について決定する。
- イ 生徒及び教職員の聞き取りに当たっては、いじめ不登校対策委員会の職員のほか、生徒が話しやすいよう担当する職員を選任する。
- ウ 必要な場合は、いじめられた生徒及びその保護者了承のもと、生徒へのアンケート調査を行う。質問紙調査の実施により得られた情報については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる生徒やその保護者に説明する等の措置が必要であることを留意する。

(4) 解決に向けた指導及び支援

- ア 専門的な支援などが必要な場合には、町教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談する。
- イ 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との随時・適切な情報の共有を図る。
- ウ 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時いじめ不登校対策委員会で決定する。
- エ 事実関係が把握された時点で、いじめ不登校対策委員会において、指導及び支援の方針を決定する。
- オ いじめ不登校対策委員会の委員や学年職員と連携して組織的な対応に努める。
- カ 指導及び支援にあたっては、以下の点に留意して対処する。

<いじめられた生徒とその保護者への支援>

【いじめられた生徒への支援】

いじめられた生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた生徒の立場」で、継続的に支援していく。

- ・安全・安心を確保する。
- ・「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝え、心のケアを図る。
- ・今後の対応について、共に考える。
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。

【いじめられた生徒の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞く。
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にすることなどの協力を求める。

<いじめた生徒への指導とその保護者への支援>

【いじめた生徒への支援】

いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。また、いじめた生徒が抱える問題や、いじめの背景に十分に配慮しながら、指導を行う。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめられた生徒の苦痛に気付かせる。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・必要がある場合は、教育的配慮に十分に留意しながら懲戒を行う。

【いじめた生徒の保護者への支援】

事実を把握したら、迅速に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得られるように、丁寧に説明する。また、学校と保護者が協力して、以後の対応が適切に行えるようにする。

- ・生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・いじめた生徒の成長につながるように、学校と保護者が協力して対応していくことが必要であることを伝える。
- ・何か気付いたことがあれば、報告してもらう。

<いじめが起きた集団への働きかけ>

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

- ・いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・はやしたてるなど、同調していた生徒に対しては、それらの行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には、中立、公平性を大切に対応する。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

(5) 関係機関への報告

- ア 校長は町教育委員会への報告を速やかに行う。

イ 生命や身体財産への被害など、いじめが犯罪行為であると認められる場合には、所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応する。

(6) 継続指導・経過観察

加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで、いじめの解決とするのではなく、当事者や周りの生徒全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことができるようになるまで、見届けや見守りを行う。

5 ネット上のいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

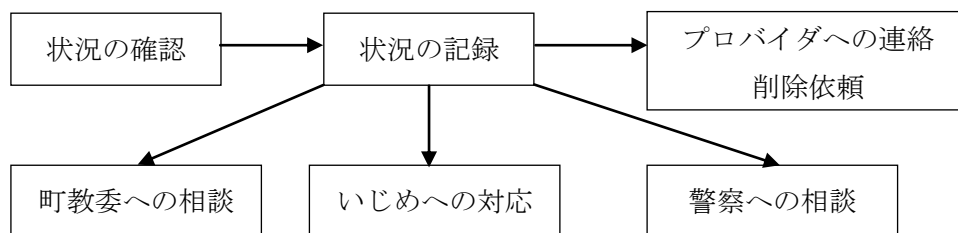
文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為に当たる。

(2) ネットいじめの予防

- ア フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者の啓発を図る。
- イ 学級活動や集会等における情報モラル教育の充実を図る。
- ウ 生徒会が作成した「SNS利用三カ条」の浸透を図る。
- エ ネット利用に関する職員研修を実施する。

(3) ネットいじめへの対処

- ア 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努める。
- イ 不当な書き込みを発見した時には、以下の手順により対処する。



III 重大事態への対応

1 重大事態とは（いじめ防止対策推進法 第28条）

(1) いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ア 生徒が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な傷害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合

エ 精神性の疾患を発症した場合など

(2) いじめにより、生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

ア 相当の期間については、年間 30 日を目安とする。

イ 一定期間連続して欠席しているような場合は、町教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

2 対応

(1) 重大事態が発生した場合、校長が速やかに町教育委員会に報告する。

(2) 町教育委員会が設置する組織（教育委員会いじめ防止附属機関）に全面的に協力する。また、求めに応じ資料等を提出する。

IV その他の留意事項

1 組織的な指導體制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、いじめ不登校対策委員会による緊急対策会議を開き、指導方針を立て、組織的に取り組む。

2 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図る。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導法を身につけさせるなどの教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研修を計画的に実施する。

3 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、相談しやすい環境をつくるなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

4 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している生徒指導資料にある、「学校生活を1日の流れで見る生徒指導」「授業における生徒指導」「いじめに先手が打てる教職員」「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」やいじめ発見チェックシート（別紙

資料2)を活用しながら、学校におけるいじめの防止等の取組を充実させる。

5 地域や家庭との連携について

より多くの大人が、子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや学校評議員、地域との連携促進や、学校運営協議会で、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

6 関係機関との連携

いじめは学校だけの解決が困難な場合があるため、情報交換だけではなく、関係機関と連携して対応する。

ア 教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調査

イ 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

ウ 福祉関係との連携

- ・スクールソーシャルワーカーの活用（県教育委員会への依頼）
- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

エ 医療機関との連携

- ・精神症状についての相談・治療・指導・助言

7 基本方針の点検と必要に応じた見直し

学校の基本方針の策定から3年目を目途として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努める。